

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令 参照条文

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号） （抄）

（電気通信主任技術者試験）

第四十八条 電気通信主任技術者試験は、電気通信設備の工事、維持及び運用に関して必要な専門的知識及び能力について行う。

2 電気通信主任技術者試験は、電気通信主任技術者資格者証の種類ごとに、総務大臣が行う。

3 電気通信主任技術者試験の試験科目、受験手続その他電気通信主任技術者試験の実施細目は、総務省令で定める。

（工事担任者試験）

第七十三条 工事担任者試験は、端末設備及び自営電気通信設備の接続に関して必要な知識及び技能について行う。

2 第四十八条第二項及び第三項の規定は、工事担任者試験について準用する。この場合において、同条第二項中「電気通信主任技術者資格者証」とあるのは、「工事担任者資格者証」と読み替えるものとする。

（手数料）

第七十四条 電気通信主任技術者試験若しくは工事担任者試験を受けようとする者、第八十八条第一項の規定による登録の更新を受けようとする者、第二百二条第一項の規定による技術基準適合認定若しくは第二百三条において準用する第二百二条第一項の規定による設計認証を求める者又は電気通信主任技術者資格者証若しく

は工事担任者資格者証の交付若しくは再交付を受けようとする者は実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料は、指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の、その他のものについては国庫の収入とする。

○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）

（手数料）

第十条 法第七十四條第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、別表第二のとおりとする。

別表第二（第十条関係）

	手数料を納めなければならない者	金額
一	電気通信主任技術者試験を受けようとする者	一八、七〇〇円
二	工事担任者試験を受けようとする者	八、七〇〇円
三	法第八十八條第一項の規定による登録の更新を受けようとする者	一六、九〇〇円
四	電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証の交付を受けようとする者	一、七〇〇円
五	電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証の再交付を受けようとする者	一、三五〇円
備考	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録の更新の申請を行う場合におけるこの表の適用については、三の項中「一六、九〇〇円」とあるのは「一六、八〇〇円」とする。	